

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

慶弔規程

平成19年11月29日施行

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

宮古島市社会福祉協議会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の慶弔に関する事項を定める。

(慶弔の種類及び基準)

第2条 慶弔の種類及び基準は、次に掲げるものとする。

(1) 死亡弔慰

ア 役職員本人

花輪又は生花及び香典10,000円

イ 役職員の配偶者及び血族1親等

香典5,000円

ウ 介護保険、障害者自立支援の契約者

香典3,000円

(補則)

第3条 この規程に定めのない、本会に関する慶弔及び不慮の災害に関する見舞い等が生じた場合は、役員会議でその都度、協議して決めるものとする。

(規程の改廃)

第4条 本会の規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成19年11月29日より施行する。